



一般財団法人 日本医学物理士会 広告に関する細則

2015年7月15日

2025年3月14日一部改正

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という。）が取り扱う広告に関する事項を定める。

(広告の種類)

第2条 本会における広告は、次の通りとする。

- (1) 会報への広告掲載
- (2) 本会ホームページにおけるバナー広告掲載

(広告料等)

第3条 本会の広告料は、年額 50,000 円を標準とする。

2 広告掲載期間が短い場合の広告料については、別途協議のうえ、決定する。

第4条 広告料を納付した個人や団体が当該年度に賛助会員となる場合は、希望する賛助会員区分の年会費と広告料の差額を納付する。

(附則)

第5条 この細則の改廃は、理事会の決議により行われる。

改訂履歴

日付	改訂内容	
2025年3月14日	第4条 第5条	広告料を納付した個人や団体が賛助会員となる場合、希望する賛助会員区分の年会費と広告料の差額を納付する方式へ変更。